



日本キリスト教連合会 副委員長

宮下良平 (カトリック中央協議会 事務局長)

日本に「神の家」を建てるため

「わたしたちは神のために力を合わせて働く者であり、あなたがたは神の畑、神の建物なのです。わたしは、神からいただいた恵みによって、熟練した建築家のように土台を据えました。そして、他の人がその上に家を建てています。ただ、おのおの、どのように建てるかに注意すべきです。イエス・キリストという既に据えられている土台を無視して、だれもほかの土台を据えることはできません。」(Iコリント三章9〜11節)

日本キリスト教連合会(日キ連)は、毎年、教会事務担当者と修道会事務担当者を対象に法人事務と会計実務についての研修会を行っています。

わたしたち各教派、各修道会は宗教学者として、いろいろな分野で日常的に福音宣教活動をしています。それは日本国憲法で守られている信教の自由によって、戦前に行われていたような国からの宗教活動への介入を禁止している日本の土台の上に立っています。

そして、日常生活の中で宣教・司牧活動を行っているわたしたちは、日本社会における行政や関わる団体・組織の規範やルールのもとに活動しな

がら、神の国の完成のために働き、非福音的な状況に対しては、その是正への具体的な活動をしておりま

す。そういつた中で、わたしたちは日本の社会で「神の家」を建て続けています。その家は、キリストによって、キリスト自身が土台となって、どのようなデザインにするのか、どの建築資材を使うのかの基本設計をわたしたちに問いかけ続けています。その問いかけに日本の社会で答えるための基本知識と基本技能、対処方法の習得は欠かせないものです。その習得のための大切な機会として、日キ連の研修会があると考えています。

その研修会でも取り上げられている、「公益法人としての宗教学者」ということを、わたしたちは時々耳にします。わたしたちキリスト者にとっては「公益」ということが、先ずキリストという土台の上において理解されなければなりません。それが「神を愛し、隣人を愛する」具体的な宣教活動と結びつき、どのように日本社会で人々に福音を証していくことができるかを、これからもいっしょになって考え学んでいきたいと願っています。

定例会

2015年9月10日 午後1時30分～3時 カトリック聖イグナチオ教会

戦後70周年の正義と平和 東アジアの緊張の高まりと歴史問題

講師：中野晃一氏

講師紹介 中野晃一氏は上智大学国際教養学部教授。ご専門は比較政治学、日本政治、政治思想。著書に『グローバルな規範/ローカルな政治：民主主義のゆくえ』（共著）『ヤスクニとむきあう』（共著）など。



前回2月の講演「あらためて今、平和を考える」に続いて、安倍晋三首相の評価とともに、日本を取り巻く東アジアの情勢について語っていただきます。ちょうど安保法制・集団的自衛権や安倍談話とホットな話題のさなかで、多くを教えられました。

今年には戦後70年であるとともに、冷戦終結から25年になります。フランス・フクシマの「冷戦が終わると、自由で民主的な時代が来る」との予測はまったく外れました。冷戦後、世界は流動化、グローバル化し、ボーダレスの時代に突入しました。

共産主義以上に、グローバル資本が民主主義を乗っ取ってしまったかのように見えます。グローバル企業の権益だけが前面に出て来ています。その結果、経済的格差が顕著となり、国家が破綻するという事態になっています。国内でも子どもの貧困は深刻な課題です。行き着くところがI.S.やアルカイダの拡散です。一方、世界中で極右勢力が力を増し、ナシヨナリズムが煽られるようになりました。日本での集団的自衛権・安保法制もその流れにあります。歴史問題に目を移すと、82年ころから教科書問題に絡んで日中・日韓の政治課題が注目されるようになります。91年には慰安婦問題が歴史教科書に掲載され、村山談話が出されるのが95年です。談話の中に「植民地支配と侵略をお詫びする」と明記されます。アジア女性基金も作られ、この流れは一定の評価を受けました。一方で「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書が採用される事態が

出てきます。第二次安倍内閣は、日本の宗教右派を結集して登場します。ここから政治の流れは大きく変化します。「利益移動」から「情念の移動」へ、情緒的なナシヨナリズムへ向かいます。これがグローバル化した経済の招いた結果でした。どこの国も「自分の利益」を最優先にするようになりました。安保法制もその一環です。一切の歯止めはないのです。世界的に右傾化が進む中で、希望を持つことはできるのでしょうか。今回の安保法制審議のさなかに、学生たちのシールズが生まれました。学生たちは理解し始めました。彼らは無意識に世界で行われている寡頭政治と戦っているのです。10年、20年かかって市民社会が政党政治とリンクし、現在の危機的な政治状況を克服しなければなりません。アメリカのリベラル勢力と繋がることでボーダレスになることもできます。即効的な処方箋は見当たりませんが、克服の可能性は十分あります。

日本宗教連盟

東京都宗教連盟

理念は 信教の自由と政教分離の精神のもと
他宗教との相互理解と協調をめざす
宗教の社会的役割を高める諸活動を



日本宗教連盟からの報告とお知らせ

日本宗教連盟は、日本キリスト教連合会は
じめ5団体で構成されています。

昨年はマイナンバー制度の導入が話題になり
ました。日宗連でも、このために9月14
日にセミナーを開催しました。「マイナンバー
社会保障・税番号制度の概要と宗教法人の実
務対応について」と題し、お二人に講演して
いただきました。社会保障・税番号制度の立
案に関わった水町雅子弁護士から「特定個人
情報の取扱いの注意点」や、具体的な使用例
について解説していただきました。木村匡成
公認会計士からは特定個人情報の収集方法や

安全管理措置等の対応など、具体的な備えを
語っていただきました。「知らなかった」で
はすまされない、罰則規定が多い同法に対し
てどのような備えが必要なのかを学びました。

2016年も、第8回「生命倫理シンポジウ
ム」を開催します。また第5回「宗教文化
セミナー」を行います。詳細は日宗連ホーム
ページをご覧ください。<http://jaoro.or.jp>

今年には日本宗教連盟が結成され70周年を
迎えます。4月14日には築地本願寺で記念
式典と祝賀会が予定されています。

(担当：久保公平、矢萩新一)

東京都宗教連盟からの報告

東京都宗教連盟は、私たち日本キリスト教
連合会の他、東京都教派神道連合会、日本宗
教連合会、新宗連東京部協議会、東京都仏教
連合会、東京都神社庁の6団体で構成されて
います。最近のおもな話題を3点ご報告致し
ます。

●毎年恒例の「宗教法人実務研究協議会」が
11月20日に開催されました。今回の研修
テーマは、①「東京都における最近の宗務
行政」(夏目俊一東京都生活文化局都民生活
部管理法人課宗教法人係長)、②「宗教法人
の備え—(1)～災害対策と自前準備～」(稲場
圭信大阪大学大学院人間科学研究所准教授)、
③「宗教法人の備え—(2)～税務調査と社会保
障～」(櫻井圀郎宗教法および宗教経営研究

所所長教授)でした。

●個別の法人格を持っている宗教団体宛てに
年金事務所から「厚生年金保険・健康保険の
加入について」と題する書類が送付されてい
ることが報告され、対応のための調査が行わ
れています。社会保険への加入義務を果たす
よう求めるものですが、小規模の宗教法人へ
の無理解が背景にあるのではないかと懸念さ
れています。

●最後は世間の話題ですが、Amazonが「お
坊さん便」を売り出しました。全日本仏教会
が批判的な理事長談話を出しましたが、宗教
の扱われ方が東京都宗教連盟でも話題とな
ると予想しています。

(担当：廣瀬 薫、道家紀一)

特集 研修会をご紹介します —研修会のすべて—

2015年秋 第40回 法人事務・会計実務研修会

■ 日時 2015年10月21日(水)～23日(金)

■ 会場 富士箱根ランド スコーレプラザホテル

昨年につき、「宗教の公益性とは何か」の理解から講義を始めました。昨今、随所で話題にのぼる「公益」ですが、この概念をあたかも行為主義的な基準を当てはめて論じられている筋道との相違や、「公益は誰が決定するのか？」に関して、必ずしも、時代の最大多数の最大利益に同調しない「国家と宗教の在り方」等々を取り上げました。ここでは、公益の基準に関する認識を学び、とりわけ、政教分離を基盤に、日本国憲法あるいは宗教法人法の関係拾い上

法人事務クラス セッション I

法人事務クラスは、法人理解の基礎となる「宗教法人とはなにか」から始まります。日常的な法人事務のあり方、包括法人と単位法人それぞれの事務など具体的なノウハウも解説します。

宗教法人に関する税務、また所轄庁や法務局とのやり取りも学びます。



げながら、適正なあり方を考える時間をとりました。

このあたりを基礎認識として抑えて、次に、税務に関する義務と自律の学びに移りました。ここでは、「宗教法人がなぜ非課税なのか？」に関する諸説の紹介、免税と非課税の相違や世俗的側面と宗教的側面についての基礎認識、業務と事業の活動区分理解を取り上げます。適正理解に基づくと、どこが義務のある事業領

域であるかが認知できるようになってきます。そして適正な納税、あるいは管理運営・説明責任、情報開示などに努める必要性を確認してゆきました。

およそ、ここは日キ連の「法人事務研修会」の開催目的に含まれると私は考えています。宗教法人での適切な自律性・自主性が低下すると所轄庁の権限強化を招く、そこに相関関係を感じるからです。

講義では「宗教活動の延長線上に公益活動がある」との認識、つまりは「宗教活動を進め、教義を広めていくところに福祉があり、教育がある」との包括的理解等へも考察してゆきます。また、可能な限り多くの実例を紹介しながら講義を進めるように心がけました。

いずれにしろ、この研鑽を重ねながら、さらに宗教法人の目的を適切に実践する道を前進したいと願って担当をさせていただきました。

(担当・白川道生)

特集 法人事務・会計実務研修会の紹介

法人事務クラス セッションⅡ

他では学べない、日本キリスト教連合会ならではの
詳細ですぐ役立つ講義です。ぜひご参加ください。



法人事務クラスの後半は、日常の事務を中心に学びました。そのために宗教法人法の基本的な制度をしっかりとして理解することから始めました。

基本的な制度とは、第一に「代表役員と責任役員会」です。法人の運営と財産管理の責任は、責任役員会にあります。代表役員は責任役員会の決定に従い、それを執行します。第二は「規則とその認証制度」です。宗教法人の認証は、法人そのものではなく規則に与えられます。規則はそれほど重要なものなのです。第三は、「公告制度」です。法人が規則変更をするとき、財産の取得・処分をするとき、利害関係者に公告を持って周知しなければなりません。事務担当者の仕事に、所轄庁への届け出、法務局への届け出があります。どこに何を、どのタイミングでなどしっかりと理解しておかないと禍根を残すことになりかねません。日常的な法人事務には、いくつかわりさえるべきポイントがあります。

事務処理簿を作るとき、そこに何が含まれているのか、また会計簿の作成はどうするのか、公印（法人の実印）の管理はどうすべきか、法人の登記簿謄本や印鑑証明、責任役員会の議事録の管理はどうするのか、そうした具体的なケースを学びました。毎年、年度末にしなければならぬ仕事があります。所轄庁への提出書類、予算書・決算書の作成、収益事業をしている場合は納税に関わる事務もあります。

総会などがあつた年はさらに忙しくなります。代表役員が交代するとき、責任役員が選任されたとき、就任受諾書はどのように作るのか、規則変更はどう所轄庁に届け、認証を受けるのか、具体的な手順についても詳細に学びました。その他、宗教法人に関わる税金、特にトラブルになりやすい税金についても解説しました。また、法人として整備すべき取り決め（ガイドライン）の実例も紹介しました。（担当・矢木良雄）

交流会 小田原市の教会巡り

小田原市には、キリスト教の歴史遺産とも言える教会が多くあります。交流会の一環として、そうした教会を訪ねました。



特集 法人事務・会計実務研修会の紹介

会計実務クラス

担当 長岡隆三税理士

充実したレジュメに基づいて、基本から応用まで広く深く学びます。今まで曖昧だったところがはっきり理解できます。



このクラスは、会計の基本を学ぶコースになります。基礎から始めますので、初心者の方も安心して学びに加わることができます。

まず、簿記の概念から始めました。簿記とは何か、単式簿記とは、複式簿記とは何か、基本を押さえ、それから複式簿記の流れを見ていきます。

受講者の皆さんは宗教法人の会計を担当しておられますので、初めに所轄庁に提出する計算書類について解説しました。

まず、決算書を作成を見ていきます。2013年に故佐藤丈史氏が推進役となつて「キリスト教会会計基準」が出されました。これをひな形にして、具体的にどのように会計事務を行うかを学びました。レジュメに詳しい様式が記されていますので、それを参考に学びました。スタートは期首貸借対照表になります。そこから期中取引を整理していきます。収入の部の仕分け、支出の部の仕分け、損益の部の仕分けがそれぞれです。これらに基づいて期末貸借対照表を作ります。宗教法人の場合、大切なのは損益計算書（正味財産増減計算書）です。その他、収支計算書、財産目録の記載方法も学びました。

源泉徴収の取り扱いについて解説しました。法人格教会、法人格を持たない教会のそれぞれのケースで、税務署への納付手続き、年末調整などの学びです。公益法人の税務上の取り扱いにも触れました。よく学んで適正な会計処理を目ざしましょう。

法人事務・会計実務研修会のプログラム紹介

▶ 第一日目

- 14:30～ 開会礼拝・オリエンテーション
- 15:00～ 第1時限の講義（法人・会計別）
- 16:30～ 第2時限の講義（法人・会計別）
夕食
自由時間
- 20:00～ 懇親茶話会
自由時間

▶ 第二日目

- 7:00～ 朝の礼拝
朝食
- 9:00～ 第3時限の講義（法人・会計別）
昼食

- 13:00～ 交流会 教会巡り、芦ノ湖散策、
ミュージアム見学など
- 17:15～ 第4時限の講義（法人・会計別）
夕食
自由時間

▶ 第三日目

- 7:00～ 朝の礼拝
朝食
- 9:00～ 第5時限の講義（法人・会計別）
- 10:45～ 第6時限の講義（マイナンバー）
- 11:45～ 閉会礼拝
昼食・解散

特別クラス

担当 長岡隆三税理士

法人事務・会計実務研修会での講義から

「マイナンバー制度の課題と今後」

今回の研修会では、特別クラスとして、いま話題となっているマイナンバー制度をどのように受け止め、対処すればよいかを長岡隆三税理士に語っていただきました。

マイナンバー制度の概要、メリットとデメリット、取り扱う上で気をつけるべき点、課題と懸念、そうしたことを多くの資料に基づ

いて解説していただきました。

税務上どうしても必要となるマイナンバーですが、それだけに取り扱いには細心の注意が必要なようです。実際の運用が始まると、さまざまな問題点が見えてくると思います。継続して取り上げなければならないテーマであるかもしれません。



第40回研修会 参加者の声から

参加して
とてもよかったです



2015年に開催された第40回法人事務・会計実務研修会では学びに、そして交流会にと、有意義な3日間を過ごしました。参加された方々のアンケートから感想をいくつか掲載します。

- 宗教法人法や税について等、わかりやすく説明していただきました。
- 教会や公益社団法人と一般企業の違いに焦点が置かれていてとても良かった。
- 事前の質問票に書いて提

出した懸案すべてについて、講師の先生に講義中に取り扱っていただき、ありがとうございます。● 良く準備され、新しい学習もいたしました。ありがとうございます。● 知りたかったことが良く分かりました。● 懇親や交流の機会もあり、参加者お互いを知る機会と情報の交換ができたことはありがたい。● 日頃の業務が宗教法人法に則っているという事が分かり良かったです。● 根本的な理念や姿勢について改めて考えさせられ、大変有益な時であった。感謝でした。● 今回は具体的に良い勉強になりました。● ゆったりして良い良かったです。もうあと1コマくらいなら夜にあっても良いくらい。● マイナンバーでは実際今後使われるであろう表の細かい注意点が、良かった。● 懇親茶話会では、他の教派の方とお話でき、とても良い機会を頂けたと思います。ありがとうございます。● 今回新たに全体会として企画頂いたのは大変良かったかと存じます。ありがとうございます。● 参加者の所属や団体の消息など分かり、とても良い時だと感じた。

2016年の研修会の準備がすでに始まっています。ぜひ今年にご参加ください。

日本キリスト教連合会

News



日本キリスト教連合会としての取り組み

戦後71年を迎える年に、信教の自由と平和を守るため、何よりも主の栄光が祖国に現されるため、活動します。

私たちの国は戦後71年目を迎えて、重大な時期に差し掛かっています。昨年8月には首相の70年談話が発表されました。早速9月の定例会ではこの問題を取り上げました。今後も時代を見つめ、現代の「見張り人」の役割を果たしていきます。

2016年10月 法人事務・会計実務研修会を開催します!

昨年に引き続き法人会計研修会を開催いたします。ぜひごいっしょに学びましょう。大

涌谷の噴火も収束し、素晴らしい自然が待っています。秋の箱根でまたお会いしましょう。

編集後記

昨年は戦後70年の節目、安保法制など懸念すべき動きもあり、祈られました。

今回は、昨年秋に開催された第40回法人事務・会計実務研修会紹介の特集を組みました。どんなことをしているの?という疑問に

少しお答えできたかと思います。素晴らしい研修会です。今年はぜひご参加ください。

また日本宗教連盟、東京都宗教連盟の報告も載せました。セミナーやシンポジウムが精力的に開催されていますので、学びの機会としてご活用ください。(編集担当 矢木良雄)

- 日本キリスト教連合会役員 (2016年度)
 - 委員長 岡田武夫 (カトリック中央協議会)
 - 副委員長 宮下良平 (カトリック中央協議会)
 - 常任委員 久保公平 (日本バプテスト連盟)
 - 白川道生 (日本福音ルーテル教会)
 - 矢萩新一 (日本聖公会)
 - 広瀬 薫 (日本同盟基督教団)
 - 道家紀一 (日本基督教団)
 - 本田勝宏 (日本アッセンブリーズオブ・ゴッド教団)
 - 矢木良雄 (イムマヌエル綜合伝道団)

*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 カトリック中央協議会内「日本キリスト教連合会」へ。

▼日本キリスト教連合会の活動

- ・年6回の常任委員会
4月、5月、7月、9月、11月、2月(変更あり)
- ・年2回の定例会(7月と2月に開催)
- ・法人事務・会計実務研修会(秋に開催します)

